

特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県尾道市三軒家町3番23号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、空き家の再生や空き家バンクの活性化事業などを通して、古い町並みや景観の保全、移住者・定住者の促進による町の活性化、そして、新たな文化・ネットワーク・コミュニティの構築を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 町並み保全のための空き家再生事業
- ② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業
- ③ 新たな文化とネットワーク構築事業
- ④ 再生空き家を活用した旅館業法に基づく宿泊事業
- ⑤ 再生空き家を活用した不動産賃貸事業
- ⑥ 歴史的建造物保全活用のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- ⑦ その他①～⑥の事業に付随する事業

- (2) その他の事業

物品販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入会)

第7条 正会員の入会についての条件等を特に定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が集結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動予算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収入収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	豊田 雅子
副代表理事	小野 環
副代表理事	山根 浩揮
理事	加藤 慈然
同	森迫 賢治
同	渡邊 義孝
同	高垣 年希
同	光原 百合
同	藤井 優希
同	小原 紗智
監事	真野 洋介

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員 年会費 5000円
 - (2) 賛助会員 年会費 団体10000円 (一口)
 - (3) ボランティア会員 年会費 無料

追加

2012年度より、正会員の年会費を2000円とする

追加

2021年度より、個人賛助会員の年会費を5000円とする

追加

2022年度より、正会員の会費を5000円とする

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクト

1 事業実施の方針

今年度は、昨年完成しアーティストのレジデンス施設として活用を始めた小林和作旧居の運営が軌道に乗るよう注力する。また、新規事業として歴史的建造物保全活用のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業を定款変更をして、第一号に着手していく予定。また、今年度も引き続き、コミュニティ強化と新たなネットワーク構築のための場づくりを展開していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	参加者の人数	実施時参加者の数及び人数	支出額
①町並み保全のための空き家再生事業	尾道瀬戸不動態	毎年	尾道市内	5人	不特定多数	3,500,000
②定住促進とコミュニティの確立を図る事業	シン・オノミチ空き家相談	隔月	尾道旧市街	3人	不特定多数	200,000
	尾道市空き家バンク	毎年	窓口は空きP事務所	5人	不特定多数	2,630,000
	サポートメニュー事業	毎年	窓口は空きP事務所	3人	不特定多数	1,000,000
	空き地再生ピクニック	毎月	東土堂町あちきこうえん	2人	不特定多数	200,000
③新たな文化とネットワーク構築事業	尾道まちづくり委員会	年に1回	松原園・大広間	10人	不特定多数	100,000
	空きプレスの発行	3月頃		5人	不特定多数	200,000
	尾道瀬戸不動態	毎年	尾道旧市街	6人	不特定多数	500,000
	交流・発展事業	随時		10人	不特定多数	400,000
	広報活動	毎年		5人	不特定多数	800,000
④再生空き家を活用した宿泊事業	あなごのねこ	毎年	土堂2丁目	20人	不特定多数	35,000,000
	みはらし亭	毎年	東土堂町	11人	不特定多数	40,000,000
⑤再生空き家を活用した不動産賃貸事業	北村洋品店	毎年	三軒家町	2人	不特定多数	600,000
	三軒家アパートメント	毎年	三軒家町	9人	不特定多数	1,800,000
	前田荘	毎年	三軒家町	1人	入居者	600,000
	坂の家	毎年	西土堂町	1人	滞在者	300,000
	旧山田邸	毎年	久保2丁目	1人	入居者	1,500,000
	松原園・大広間	毎年	西土堂町	3人	不特定多数	1,917,000
	通称ガウディハウス	毎年	三軒家町	1人	不特定多数	500,000
	旧小野澤庵料理「オノミチビルディング」	毎年	十四元町	4人	不特定多数	1,800,000
	小林和作旧居	毎年	小林和作旧居	5人	不特定多数	1,000,000
⑥歴史的建造物保全活用のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業	尾道瀬戸不動態	随時	尾道市内	4人	所有者	1,500,000
⑦その他①～⑥の事業を推進するための事業	現地でチャリティ品の市	随時	尾道旧市街	2人	不特定多数	30,000
	たてもの館	年に2回 毎月第2金曜日	尾道旧市街	5人	参加者	100,000
	再生現場	随時	尾道旧市街	4人	参加者	100,000
	地域資源開発販売事業	毎年		2人	不特定多数	150,000

96,427,000

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	参加者の人数	実施時参加者の数及び人数	支出額
①物品販売事業	自給産物産物のドリンク販売	毎年	みはらし亭	2人	不特定多数	859,000

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクト

1 事業実施の方針

今年度は、尾道瀬戸際不動産の事業を本格化させていき、新たな事例を増やしていくと共に、瀬戸際建築として所有者から相談を受けていた大型の空き家再生・活用のコーディネートにも力を入れていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	参加者の人数	受益対象者の数 間接的及び人数	支出額
①町並み保全 のための 空き家再生 事業	尾道瀬戸際不動産 解体の危険にある建物を取得、もしくは譲渡し、再生・活用・保全についてディレクションを行うことで、新たな担い手とのマッチングを図る。 建物の文化・歴史的価値の継承していくために、より良い状態で担い手へと引き継ぐための改修工事、その保全と新たな価値の創出に努める。	通年	尾道市内	5人	不特定多数	6,000,000
②定住促進と コミュニティの 建立を図る事業	シン・オノ・ミチ空き家相談 2007年の発足後から100回続けていた「尾道空き家相談」の進化バージョンとして開催。定住している移住や空き家再生の先輩や大家さん、移住者、空き家を使っている方からこれらしようとしている人や活動に興味のある人がNPOの会員も含め、気軽に交流できる場を定期的に設け、会員さんや学生さんなども気軽にスタッフにも相談や交流を持てる機会をつくる。基本食べ物や飲み物は持ち込みで、特に食費あり、必要があれば毎週のお茶会を設けて開催。今後の予定としては小学校やアーケード問題、15分都市など、様々な課題に対して気軽にディスカッションができる雰囲気を作り出す。	隔月	尾道旧市街	3人	不特定多数	200,000
	尾道市空き家バンク 尾道市からの委託事業。空き家バンク窓口業務全般。毎月の相談会の開催、新規登録物件の登録業務等を行う。	通年	窓口は空き家P事務所	6人	不特定多数	2,630,000
	サポートメニュー事業 尾道市からの空き家バンクの委託事業の中に入っていない付加価値の派遣、作業補助、道具貸し出し、専門家派遣などをサポートメニューとして随時対応。現場でチャリティ「家の市」も必要があれば随時開催。	通年	窓口は空き家P事務所	3人	不特定多数	1,000,000
	空き地再生ピクニック 子どもが安心して遊べる手作り公園として、月1回ずつ交流イベントとしてピクニックを開催。草むしりなどの整備や草花作りを中心に、一年を通して季節を楽しめるワークショップなどを随時開催予定。	毎月	東土堂町 あちきこうえん	2人	不特定多数	200,000
	尾道まちづくり発表会 尾道を研究する学生や実際に空き家を再生した移住者などの現場の声を発表する機会として引き続き開催予定。	年に1回	松翠園・大広間	10人	不特定多数	100,000
③新たな文化と ネットワーク 構築事業	空き家の発行 プレスvol.15を発行予定。内容は、最新の再生マップとコラムで構成。	3月頃		5人	不特定多数	200,000
	尾道瀬戸際建築 歴史的建造物の文化・建築的価値の継承していくために、所有者のサポート、国の有形文化財の登録等を行い、その保全と新たな価値を創出に努める。今年度も引き続き、大林家の再生のコーディネートや登録文化財化、イシネ事務所の建物継承のお手伝いもする。また、解体の危険に瀕した建物群の今後のスケッチブックにも必要に応じて随時開催。尾道に現れたと思う建物を残す建築家・建築家・建築家さんにも関わってもらった後、1時間ほどのスケッチタイム、その後みんなで近くの再生事例のカフェでお茶をしながら語り合いたい。完成したスケッチは、後日、商店街のゲストハウス「あなごのねど」の展示ギャラリーとオンラインビルディングのギャラリーで展示。	通年	尾道旧市街	6人	不特定多数	500,000
	交流・発信事業 全国のまちづくり団体や大学との交流など希望があれば随時対応。ゲストハウス研修旅行やまちづくり視察旅行も行う予定。「尾道大学先頭に陣！これが私の生きる道」という卒業生と現職学生の交流イベントをあらこちの再生物件で行う予定。	随時		10人	不特定多数	400,000
	広報活動 講演、視察、雑誌やテレビなどのメディア取材、学生にアポイントなどの対応や寄贈など随時対応。Zoomなどもうまく活用して、今年も距離と関係に力を入れたい。	通年		5人	不特定多数	800,000
	④再生空き家 を活用した 宿泊事業	あなごのねど ドミトリ形式のゲストハウスと喫茶部あぐりとして運営。家族や学校をテーマにイベントも随時開催。追加作業しながら、バージョンアップもはかると。商店街のお祭りやイベントにも積極的に参加し、店舗販売などで盛り上げる。	通年	土堂2丁目	20人	不特定多数
⑤再生空き家 を活用した 不動産賃貸 事業	みはらし亭 ドミトリ形式のゲストハウス＆カフェとして運営。歴史的な別荘建築とそのロケーションと絶景を活かした季節ごとのイベントも開催したい。1階の施設の登録を設けている下の中村重吉の旧居の建物運営なども検討していく。	通年	東土堂町	11人	不特定多数	40,000,000
	北村洋品店 子づれママの井戸端サロンとし、1階は交流スペース、2階はバーコーナー及びNPO事務所として活用。ママカフェ等随時イベント利用。空き家相談会や相談、ミーティング会場としても活用。	通年	三軒家町	2人	不特定多数	600,000
	三軒家アパートメント 北村洋品店の裏にある全棟空きの古いアパートをサブカルチャーの発信拠点として再生活用。古物屋とギャラリーはともに空き家P運営。オープンアパートメントとみなさんで楽しめる日を毎月一回設定。可能であれば、イベントも開催。	通年	三軒家町	9人	不特定多数	1,800,000
	前田荘 2室ある古いアパートを再生した際は住居、1階は建物レンタル「sakura」として引き続き活用。	通年	三軒家町	1人	入居者	600,000
	坂の家 移住支援の一環としての坂の家として再生させた洋風文化住宅。ウィークリーで貸出し。	通年	西土堂町	1人	滞在者	300,000
	旧山田邸 「うらろじ」という名称でスタッフや移住者同士でルームシェアをして活用。診察室部分は「改修中」という古本蔵さんとしてオープンして活用中。今年度も尾道市立大学の学生を中心としたシェアハウスとして活用していく。	通年	久保2丁目	1人	入居者	1,500,000
	松原園・大広間 駅前の60畳もあるみんなの大広間として一般利用を受け付けながら、天井裏の寄付金募集、外回りを中心とした整備も随時していく。引き続き、シリーズ「シン・オノ・ミチ空き家相談」や「尾道カラオケ天国」、「体育のじかん」なども展開させ、交流の場として定着させていきたい。天井裏ワークショップも尾道大学の学生さんの力を借りながら引き続き開催。	通年	西土堂町	3人	不特定多数	2,517,000
	通称ガウディアハウス 1棟貸しの複合施設として活用。視察で見学なども随時対応。月3組ほどの利用の利用を目指す。	通年	三軒家町	1人	不特定多数	500,000
	旧小野重太郎 「オノツチビルディング」 「オノツチビルディング」と名付け、1階が店舗や事務所、ギャラリー、pop up コーナーなど自由に開かれた複合スペース、2階は中庭等在籍施設「Onomichi Stay オノツチ」として運営し、尾道まちなか暮らしを提唱する。11月の和作ウィークに五全舎で開館とオープンハウスを開催予定。	通年	十四元町	4人	不特定多数	2,000,000
	小林和作旧居 今年度も一年を通して、建物と庭全体の維持管理や和作研究会や和作の庭園部のメンバーで行いつつ、毎月の和作研究会、夏休みの絵画教室、11月の第1回目に和作ウィークを開催予定。和作の作品展示やトークイベント、建物探訪、庭園会など盛りだくさんの内容。またアーティストのレジデンスハウスと文化サロン「VILLA WASAKU」としての活用も活性化させていく。年間を通して取組、季節のお茶会・月見会など、地域の交流と地域の防災拠点としての役割を季節毎に試みていく。	通年	小林和作旧居	5人	不特定多数	1,000,000
⑥歴史的建造物 保全活用のた めの宅地建物 取引 実法に基づく 宅地 建物取引	尾道瀬戸際不動産 歴史的建造物の担い手のためのガイドラインとNPOの適切なサポート体制を整え、幅広く情報発信を行うことで価値を可視化し、担い手を発掘、次世代に引き継いでいくことを目的とする。	随時	尾道市内	4人	所有者	2,200,000
⑦その他 ①～⑥の事業を推 進するための事 業	現地でチャリティの市 必要があれば随時開催。倉庫を整備して「お蔵出しガレッジセール」を定期的に開催し始めたい。	随時	尾道旧市街	2人	不特定多数	30,000
	たてもとの運動場 新たなコースで年2回開催予定で古物と登録文化財の2コースの予定。加えて、「豊田藩子とあるくみるきく」のツアーも西コースと東コースを交互にの毎月開催。	年に2回 毎月第2金曜日	尾道旧市街	5人	参加者	100,000
	再生現場 随時必要があれば開催予定。大林家の裏の解体や庭づくり、資料館づくりの一部をワークショップ形式で行うかも。新シリーズとして工芸的な職人技を載せてもらい「SASIFワークショップ(仮)」を開催予定。	随時	尾道旧市街	4人	参加者	100,000
	地域資源活用販売事業 移住してきた会員さんのスキルを活かしたデザインや手作りのグッズを制作販売。	通年		2人	不特定多数	150,000

100,427,000

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	参加者の人数	受益対象者の数(間接的)	支出額
①物品販売事業	貴船原3階でのドリンク販売	通年	みはらし亭	2人	不特定多数	859,000

令和7年度活動予算書

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクト

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	250,000		250,000
賛助会員受取会費	125,000		125,000
2.受取寄付金			0
受取寄付金	1,016,000		1,016,000
資産受贈益	2,750,000		2,750,000
3.受取助成金等			0
受取補助金	2,388,000		2,388,000
4.事業収益			0
再生建物住居用貸付事業収益	1,239,000		1,239,000
再生建物事業用貸付事業収益	2,375,000		2,375,000
再生建物貸席事業収益	7,454,000		7,454,000
再生建物仲介販売事業収益	5,000,000		5,000,000
再生建物宿泊事業収益	43,720,000		43,720,000
再生建物利用カフェ事業収益	32,214,000		32,214,000
地域資源開発販売事業収益	1,123,000		1,123,000
斜面地町並案内事業収益	1,563,000		1,563,000
業務委託事業収益	105,000		105,000
5.その他収益			0
受取利息	7,000		7,000
物品販売事業収益		860,000	860,000
雑収入	394,000		394,000
経常収益計	101,723,000	860,000	102,583,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給料手当	37,379,000		37,379,000
雑給	496,000		496,000
法定福利費	3,037,000		3,037,000
福利厚生費	162,000		162,000
人件費計	41,074,000	0	41,074,000
(2)その他経費			
売上原価	15,185,000	636,000	15,821,000
業務委託費	4,871,000		4,871,000
諸謝金	983,000		983,000
印刷製本費	390,000		390,000
会議費	5,000		5,000
旅費交通費	927,000		927,000
車両費	64,000		64,000
通信運搬費	1,239,000		1,239,000
消耗品費	3,886,000		3,886,000
修繕費	1,215,000		1,215,000
水道光熱費	4,819,000		4,819,000
地代家賃	5,439,000	219,000	5,658,000
減価償却費	6,799,000		6,799,000
保険料	803,000		803,000
諸会費	195,000		195,000
租税公課	133,000		133,000
研修費	207,000		207,000
支払手数料	6,767,000	4,000	6,771,000
交際費	607,000		607,000
支払利息	317,000		317,000
雑費	502,000		502,000
その他経費計	55,353,000	859,000	56,212,000
事業費計	96,427,000	859,000	97,286,000
2.管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,060,000		1,060,000
法定福利費	94,000		94,000
人件費計	1,154,000	0	1,154,000
(2)その他経費			
印刷製本費	42,000		42,000
会議費	23,000		23,000
旅費交通費	110,000		110,000
通信運搬費	130,000		130,000
消耗品費	1,000		1,000
地代家賃	223,000		223,000
減価償却費	15,000		15,000
支払手数料	12,000		12,000
交際費	10,000		10,000
その他経費計	566,000	0	566,000
管理費計	1,720,000	0	1,720,000
経常費用計	98,147,000	859,000	99,006,000
当期経常増減額	3,576,000	1,000	3,577,000
経理区分振替額	1,000	△1,000	0
税引前当期正味財産増減額	3,577,000	0	3,577,000
法人税、住民税及び事業税	71,000	0	71,000
当期正味財産増減額	3,506,000	0	3,506,000
前期繰越正味財産額	49,735,000	0	52,104,547
次期繰越正味財産額	53,241,000	0	55,610,547

令和8年度活動予算書

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

特定非営利活動法人 尾道空き家再生プロジェクト

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	250,000		250,000
賛助会員受取会費	125,000		125,000
2.受取寄付金			0
受取寄付金	1,016,000		1,016,000
資産受贈益	2,750,000		2,750,000
3.受取助成金等			0
受取補助金	2,388,000		2,388,000
4.事業収益			0
再生建物住居用貸付事業収益	1,239,000		1,239,000
再生建物事業用貸付事業収益	2,375,000		2,375,000
再生建物貸席事業収益	7,454,000		7,454,000
再生建物仲介販売事業収益	7,000,000		7,000,000
再生建物宿泊事業収益	45,720,000		45,720,000
再生建物利用カフェ事業収益	34,214,000		34,214,000
地域資源開発販売事業収益	1,123,000		1,123,000
斜面地町並案内事業収益	1,563,000		1,563,000
業務委託事業収益	105,000		105,000
5.その他収益			0
受取利息	7,000		7,000
物品販売事業収益		860,000	860,000
雑収入	394,000		394,000
経常収益計	107,723,000	860,000	108,583,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給料手当	41,379,000		41,379,000
雑給	496,000		496,000
法定福利費	3,037,000		3,037,000
福利厚生費	162,000		162,000
人件費計	45,074,000	0	45,074,000
(2)その他経費			
売上原価	15,185,000	636,000	15,821,000
業務委託費	4,871,000		4,871,000
諸謝金	983,000		983,000
印刷製本費	390,000		390,000
会議費	5,000		5,000
旅費交通費	927,000		927,000
車両費	64,000		64,000
通信運搬費	1,239,000		1,239,000
消耗品費	3,886,000		3,886,000
修繕費	1,215,000		1,215,000
水道光熱費	4,819,000		4,819,000
地代家賃	5,439,000	219,000	5,658,000
減価償却費	6,799,000		6,799,000
保険料	803,000		803,000
諸会費	195,000		195,000
租税公課	133,000		133,000
研修費	207,000		207,000
支払手数料	6,767,000	4,000	6,771,000
交際費	607,000		607,000
支払利息	317,000		317,000
雑費	502,000		502,000
その他経費計	55,353,000	859,000	56,212,000
事業費計	100,427,000	859,000	101,286,000
2.管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,060,000		1,060,000
法定福利費	94,000		94,000
人件費計	1,154,000	0	1,154,000
(2)その他経費			
印刷製本費	42,000		42,000
会議費	23,000		23,000
旅費交通費	110,000		110,000
通信運搬費	130,000		130,000
消耗品費	1,000		1,000
地代家賃	223,000		223,000
減価償却費	15,000		15,000
支払手数料	12,000		12,000
交際費	10,000		10,000
その他経費計	566,000	0	566,000
管理費計	1,720,000	0	1,720,000
経常費用計	102,147,000	859,000	103,006,000
当期経常増減額	5,576,000	1,000	5,577,000
経理区分振替額	1,000	△1,000	0
税引前当期正味財産増減額	5,577,000	0	5,577,000
法人税、住民税及び事業税	71,000	0	71,000
当期正味財産増減額	5,506,000	0	5,506,000
前期繰越正味財産額	53,241,000	0	55,610,547
次期繰越正味財産額	58,747,000	0	61,116,547